

令和7年12月2日

定例記者会見
資料

(1) これまでのクマの出没及び対策等について

1. 大崎市のクマの出没及び捕獲状況等

ツキノワグマの目撃情報についてはバラつきはあるが、上昇傾向にある。加えて、特に今年はブナの凶作もあり山に食料が少ないとから人里での出没が増えていて、それに伴い農作物被害や人身被害などが発生しており、今後さらなる被害が懸念されているため、対策が急務となっている。

(1) 年度別の目撃件数

	R3	R4	R5	R6	R7※
目撃件数	75	59	239	92	401

※令和7年度は11月28日現在

(2) 大崎市のツキノワグマ捕獲状況

	R3	R4	R5	R6	R7※
有害捕獲	4	5	11	3	34
緊急捕獲	45	21	26	7	38
計	49	26	37	10	72

※令和7年度は11月28日現在

(3) 令和7年度の目撃件数及び捕獲頭数(地域別)

	古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子	田尻
目撃件数	41	1	26	14	138	170	11
捕獲頭数	3	0	1	2	20	46	0

※11月28日現在

2. 令和7年度の人身被害等について

(1) 人身被害

日時: 10月4日(土)

内容: 16時30分後頃、鳴子温泉鬼首地区で、住民が自宅玄関前でツキノワグマに襲われる被害が発生。

翌日早朝に市・警察・鳥獣被害対策実施隊による現場検証を実施。現場近くに箱わなを設置し、その後2頭を捕獲している。

(2) 飼い犬被害

日時: 10月25日(土)

内容: 9:30頃、古川北宮沢地区住宅敷地内で、庭に繋いでいた飼い犬がクマに連れ去られる被害が発生。広報車、防災無線、市LINE及びXによる周知を行う。翌26日(日)午前中にも周辺で目撃情報があり、市で広報車による広報を実施。27日(月)に市と鳥獣被害対策実施隊が現地参集。箱わな2基を設置。

3.これまでの対策の実施状況について

これまでの経過

10月23日 ツキノワグマ対応に係る大崎市有害鳥獣被害対策協議会連絡会議
10月28日 クマ被害対策本部設置。同日緊急事態宣言を発令。
11月7日 定例記者会見
11月8日 環境省への緊急要望
11月10日 議員全員協議会
11月11日 宮城県選出国会議員への緊急要望

市民等からの目撃情報等の提供

クマ目撃の場所や日時などについて、広く情報提供を求める。

- 市民・警察等からの電話による情報提供
- LINE(クマ出没アラート)による市民等からの情報提供
- その他、現地での情報提供等

目撃情報等の発信

提供された目撃情報等を広く市民へ発信する。

- 市ウェブサイトへの情報の掲載
- LINEによる第一報の配信（10月31日運用開始）
- ※11月28日現在、市LINE登録者数は全体で18,247人、うちクマ出没アラート登録者数は9,321人
- X(エックス)、Facebookでの情報発信

市民への注意喚起

現在、クマはいつどこに出没するか分からない状況となっているため、市民一人一人へ注意喚起を求める。

- 防災無線による注意喚起 ※市内全地域で毎日放送
- 市Webサイトへの注意喚起の掲載
- ・緊急事態宣言の内容
- ・クマを目撃した際の対応方法や襲われた際の防御方法など
- ・目撃情報のLINE通報の方法や市の目撃情報一覧等
- ・現在、多くのクマが出没する原因となっている栗や柿について、
早期の収穫や木の伐採といった対策を推奨
- ・その他

イベント開催時の注意事項・対策等について

- イベント開催時の判断基準や対策についての注意喚起を行う。
- クマが出没しやすい場所や危険な場所かどうかの判断基準について
- イベント開催時の対策方法について

現場対応

目撃現場や被害現場を調査し、防除や捕獲等の対策を進める。

- 目撃場所等の現地確認・聞き取り等
- 広報車による目撃場所等周辺での広報・パトロール
- 目撃場所等での防除または市鳥獣被害対策実施隊による捕獲
(捕獲手法:通常捕獲・緊急捕獲・緊急銃獵)

その他新規取り組み

関係組織の協力体制や不足機材の調達などを進めて現場体制の強化を図る。

- 消防団による定期的な見回り及び出没時の注意喚起等
- 鳴子小中学校の全児童生徒のスクールバス対応
- 多言語注意喚起看板の作成(50枚)※11/13納品済み
- 学校・幼稚園など教育施設や公共施設への配布用資機材の購入
(クマ鈴520個,爆竹970箱,電子ホイッスル430個)※クマ鈴以外納入済み
- 爆竹等の防除品の補充
- 箱わなの購入【11月10日及び12日 計5基納品】
- 箱わなの寄贈【11月21日 照井工業 3基,11月25日 伊藤鐵工 10基】

○地域別箱わな数

	古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子	田尻	合計
市所有	2	4	1	1	2	3	1	14
市購入					2	3		5
県より						3		3
照井工業					3※			3
伊藤鐵工	1	1	1	1	4※	1	1	10
計	3	5	2	2	11	10	2	35

※真山にて保管し必要に応じて活用する。

県のツキノワグマ総合緊急対策 (11/5)

県と連携し、更なる対策強化を進める。

- 北部地方機関への鳥獣被害対策指導員の配置
- 学校・幼稚園等を中心としたパトロールの実施

- 放任果樹の伐採（県実施分・市への補助）
- 県管理河川の刈り払い
- 箱わな等の捕獲機材及びクマ鈴等の対策用品
 - 11/13 ホイッスル 190 個（教育総務課へ）
 - 11/14 クマ鈴 50 個（教育総務課へ）
 - 11/18 ホイッスル 110 個, 爆竹 50 箱, ロケット花火 20 袋（教育総務課へ）
 - 11/21 箱わな3基（鳴子総合支所へ）
 - 11/26 クマ鈴 250 個（教育総務課へ）

国のクマ被害対策パッケージ（11/14）

- 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施
 - 緊急的に対応すること・短期的に取組むこと・中期的に取組むこと
- 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

国県への要望

以下について国等への要望を実施した。

11月8日環境省 森下千里政務官 11月11日宮城県選出国會議員

- 警察や自衛隊による対策
- 侵入防止対策の支援
- ガバメントハンターの育成
- 狩猟免許取得者の拡大
- 生息域調査
- 被害者・被害地域の支援
- 対策経費等の財政支援 等

11月17日大崎管内ツキノワグマ対策連絡協議会にて

- 県のツキノワグマ人身被害防止強化月間（～11月30日）の延長の有無の事前情報共有
- 柿及び栗の木の伐採スケジュールと内容について
- 国・県・市町の役割分担について
- 県管理河川の藪伐採の伐採箇所要望を受けてほしい⇒要望あれば受けるとのこと
- 狩猟期の指定管理事業での10頭捕獲予定の捕獲数を拡大してほしい。
- 緊急銃猟時に実施隊が不安払拭のため、マニュアル詳細設定での指導を求める。
- 鳥獣被害対策指導員として合庁に2名配置予定だが、増員を求める。

宮城県ツキノワグマ総合緊急対策について

記者発表資料
令和7年1月5日
環境生活総務課・自然保護課
担当: 佐々木(環総課)022-211-2520
尾形(自保課)022-211-2670
sizent@pref.miyagi.lg.jp

- 本年度は、県内のツキノワグマの目撃件数が2,015件（10/31時点）と過去最多となっており、住宅地でクマが目撃され、また、地域住民への人身被害が発生し、さらに、県内の農林水産事業者等への影響もみられていることから、**安全確保のための緊急対策を実施**する
- 冬眠までの概ね11月中の対策が必要なことから、緊急対応においては**予備費を活用しつつ、11月補正予算に計上**
(11/5 (水) 14時から県庁13階 環境生活部会議室にて市町村担当課長会議を開催し周知予定)

1. 本県のツキノワグマ被害の現状

- 今年度は、住宅地も含めクマが多数出没し、**過去最多の目撃件数**
- 人身被害も出ており、県では強く注意喚起している



県のツキノワグマ 人身被害防止強化期間

【10/23～11/30】

- 目撃情報等に注意
- 河川敷の藪に注意
- 入山時のリスクに注意
- クマの餌となるものの管理に注意
- 基本的な遭遇防止対策の継続を

市町村のクマ出没緊急事態宣言

市町村	期間
加美町	10/9～11/30
色麻町	10/23～11/30
大崎市	10/28～11/30
大衡村	10/28～11/30

- 【注意喚起】
- ・クマ鈴の携行
 - ・戸締りの徹底
 - ・柿等の早期収穫
 - ・登下校時のパトロール等

2. 宮城県ツキノワグマ総合緊急対策

- クマ対策に取り組む**市町村を支援**
- 県民や1次産業従事者の安全を確保するための**緊急対策を実施**

想定する事業概要

(1) クマから「県民を守る」緊急対策

- クマ出没地域における見回り体制の強化や誘引木の伐採、藪の刈払い等により、クマによる人身被害から**「県民を守る」ための市町村の対策を集中的に支援**
- 出没時対応のための資機材の配備（箱わな等）
- クマ出没地域の見回りの強化（目撃箇所、学校周辺等）
- クマ出没危険箇所対策（誘因木伐採、河川刈払い、自然公園等への看板設置等）

(2) 農林水産事業者の安全確保対策

- 農林水産業における被害防止対策の実施や専門家等による研修会の開催により、**県内産業を守り、従事者の作業の安全確保を推進**

(3) 野生鳥獣の捕獲体制の強化

- 野生鳥獣の生態に精通し、捕獲等について、知識と技能を有する人材を県で確保し、市町村を支援することで、**県内の捕獲体制を強化**
- 鳥獣被害対策専門指導員の増員、配置拡大に向けた環境整備

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★ 緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
★ 緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
★ 効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
★ 自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
★ インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）
- ★ 警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）
★ 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁、文部科学省）
○ 自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）
★ 学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）
★ 農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの人事費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）
・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用
・ガバメントハンター人件費
・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費
・緩衝帯整備費
・誘引物の撤去費
・ICTを活用した出没対策費
・人材育成のための研修費 等
※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

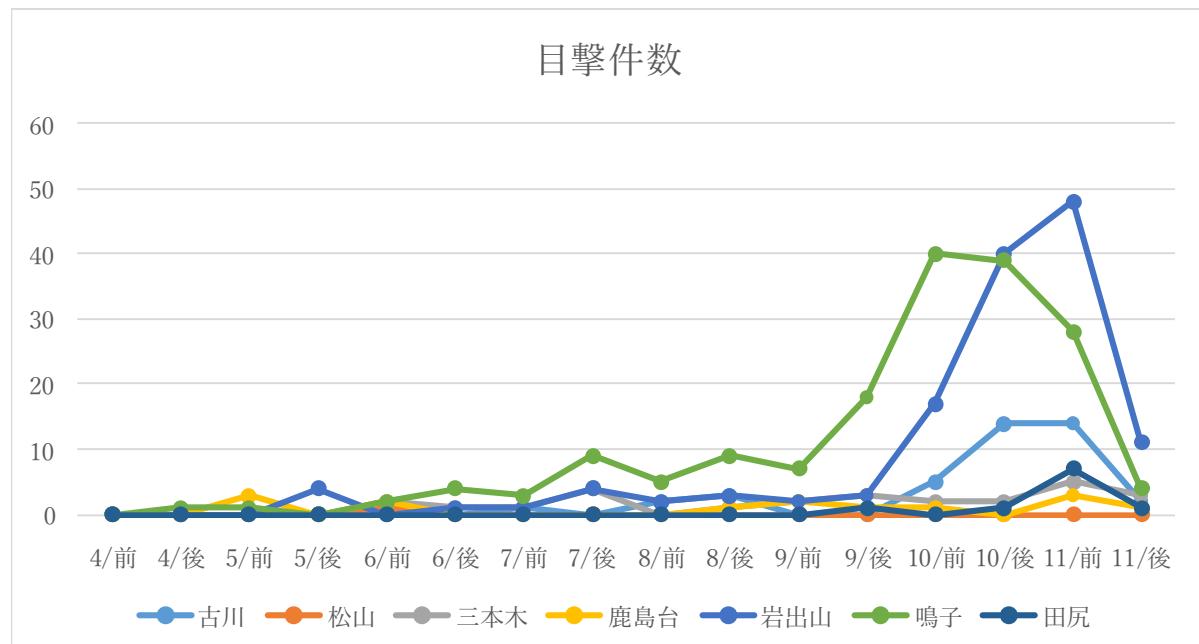
○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

(2) 緊急事態宣言期間の延長について

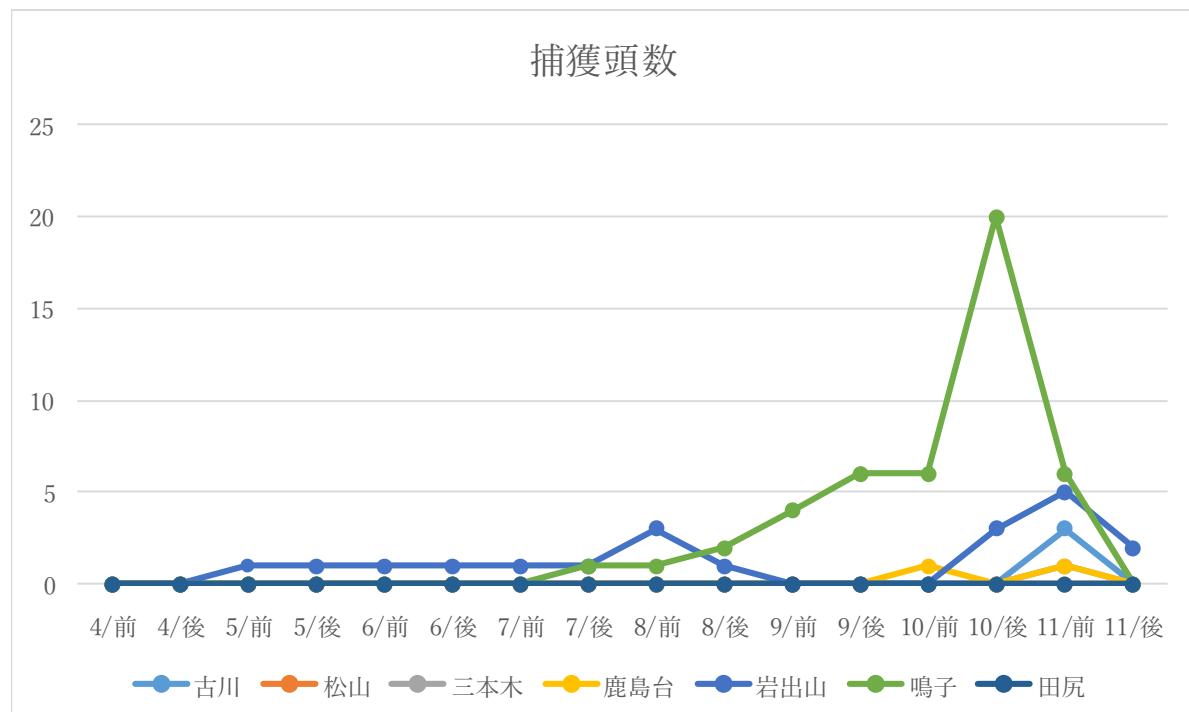
I. 目撃及び捕獲の現状について

令和7年度の目撃情報については、9月頃から増え始め、10月をピークに11月中旬以降は大幅に減少しており、捕獲頭数についても目撃状況と概ね比例している。

(1) 令和7年度の目撃情報の推移



(2) 令和7年度の捕獲頭数の推移



2. 県内の状況について

(1) 宮城県

県では、県内の状況を鑑み、「クマ出没警報」及び「ツキノワグマ人身被害防止強化期間」を12月末まで延長することを決定(11/25)

(2) 近隣の状況

本市では、西部の山間エリアでの目撃情報は落ち着きを見せているが、本市と隣接する栗原市一迫では11月22日に診療所駐車場内で人身事故が発生している。

【目撃情報(11/16 以降)】

大崎市	栗原市	加美町	色麻町	大衡村	美里町	涌谷町
22	27	11	0	10	0	0

(3) 緊急事態宣言期間の延長について

11月中旬以降、市内では目撃情報や捕獲頭数は大幅に減少している。しかしながら、県では「クマ出没警報」及び「ツキノワグマ人身被害防止強化期間」を延長しており、また隣接市では人身被害も発生している。

そのため、本市でも人身被害のリスクを最小限に抑えるため、緊急事態宣言期間を12月31日まで延長することを決定。(11月27日開催のクマ被害対策本部において)

クマに



注意!

緊急事態宣言発令中



大崎市

令和7年12月31日まで

- 家や倉庫の戸締りを徹底
- 外出の際は、クマ鈴やラジオで人の存在を知らせる
- 柿・栗は早めに収穫
- 目撃した際は、安全を最優先に行動

宮城県では「クマ出没警報」及び「ツキノワグマ人身被害防止強化期間」を12月末まで延長しており、また隣接市では人身被害も発生しているため、本市でも人身被害のリスクを最小限に抑えるべく、緊急事態宣言期間を12月末まで延長します。

大崎市ではクマによる人身被害防止のため大崎市クマ出没緊急事態宣言の発令を継続し、市民の皆様に次の事項について強く注意を呼びかけます。

- 1 散歩や農作業等では、クマ鈴やラジオを使い、人の存在を知らせてください。
- 2 クマは家屋や倉庫にも侵入します。戸締りを徹底してください。
- 3 柿や栗は早めに収穫し、利用しないものについては速やかに廃棄してください。
- 4 餌となる生ごみや野菜残渣を自宅周辺に放置しないでください。
- 5 目撃情報に注意し、危険なところに近づかないよう注意してください。

もしも、クマと遭遇してしまったら

ゆっくりと後ずさりしながらクマとの距離をとり、静かにその場を立ち去りましょう。背中を見せて走って逃げてはいけません！

小熊でも、母グマが必ず近くにいます。絶対に近づいてはいけません！

住宅地では建物や車の中に避難しましょう。避難が間に合わない場合は、攻撃を受けづらくするため、電柱や塀など、自分とクマとの間に遮蔽物を挟みましょう。

万が一襲われそうになった場合は、顔や首を守る防御姿勢をとりましょう

クマを目撲したときは、安全を確保の上、ご連絡ください。

大崎市農村環境整備課 0229-23-2318

(3) 今後の対策について

○第2回大崎市クマ被害対策本部会議

11月27日（木）18:00～ 開催

○宮城県ツキノワグマ総合緊急対策の活用

【緊急対策として県が主体的に実施】

- ・放任果樹の伐採（市が場所を選定し、県が伐採）

○宮城県ツキノワグマ被害防止緊急対策支援事業（予定）の活用

【市町村への支援を目的として年度内の実施を想定】

- ・捕獲活動に係る支援（捕獲経費の補助等）
 - ・安全確保対策に係る支援（センサーダラマの無償貸与）
 - ・生息環境管理に係る支援（放任果樹伐採費に対する補助）
- ※別紙チラシ等による全戸周知により希望者の取りまとめ

○教育関連の対策

- ・学校への通知等の実施
- ・鳴子小中学校のスクールバス対応を12月23日まで延長
- ・岩出山小学校における朝の保護者送迎者の交通整理と夕方の預かり児童見守り支援を12月23日まで延長
- ・各市内小・中・義務教育学校における対策についても、保護者、地域とともに最大限安全確保に努める

○その他の対策

- ・注意喚起の継続
- ・侵入防止対策の推進
- ・状況に合わせた国・県への継続的な要望
- ・その他

クマ対策として柿の木等の伐採希望者を募集します

大崎市では、希望する所有者に対し、クマを誘引する要因となる柿の木や栗の木等の果樹の伐採を行う予定です。実施に向けて希望者を募集しますので、希望する方は以下を確認のうえ申し込みください。

なお、内容については今後変更する場合もありますのでご了承ください。

●対象者 大崎市内の柿の木や栗の木等果樹の所有者

●対象果樹 柿の木、栗の木等のクマを誘引する果樹

●実施内容 果樹の伐採及び処分

●料金 自己負担は発生しない予定です。

●伐採の条件

以下の要件をすべて満たすこと

・人の住む住居等※から概ね半径200m以内の果樹であること

※作業場・会社等、普段人のいる場所も含む(空き家等普段人のいない建物は含まない)

・人里にクマを誘引する危険性が高い果樹であること(実のならない老木等は対象外)

・伐採に対する所有者の同意があること

・伐採前の現場調査や伐採時の立ち合いができること

【留意事項】

・果樹園等の業として植えられた果樹や森の中にある果樹、その他伐採が難しい場所の果樹は対象外となります。

・危険性が高い場所から優先的に伐採を行います(申し込み順ではありません)。

・申込いただいた場合でも伐採を確約するものではありません。

●申込方法 以下申込先の窓口に据え付けの申込書を記載し、提出してください。

【申込に必要なこと】

伐採する本数、伐採する果樹ごとの樹種(柿・栗等)・所在地(番地までの住所)・高さ(m)・幹周(cm)を把握したうえで、申込先にお越しください。

●申込期限 令和7年12月5日(金)

●申込先

果樹の所在地	申込先	申込先電話番号
古川地域	産業経済部農村環境整備課	0229-23-2318
松山地域	松山総合支所 地域振興課	0229-55-2111
三本木地域	三本木総合支所 地域振興課	0229-52-2112
鹿島台地域	鹿島台総合支所 地域振興課	0229-56-7111
岩出山地域	岩出山総合支所 地域振興課	0229-72-1211
鳴子温泉地域	鳴子総合支所 地域振興課	0229-82-2111
田尻地域	田尻総合支所 地域振興課	0229-39-1111

問い合わせ先 大崎市産業経済部農村環境整備課 TEL:23-2318